

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年7月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500009号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500013号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成22年8月13日、平成22年12月28日、平成23年8月12日、平成23年12月28日、平成24年8月10日、平成24年12月25日、平成25年8月9日、平成25年12月10日、平成26年8月14日、平成26年12月26日、平成27年8月17日、平成27年12月28日、平成28年8月29日、平成28年12月21日、平成30年8月14日、令和元年8月28日及び令和3年8月13日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成22年8月13日、平成22年12月28日、平成23年8月12日、平成23年12月28日、平成24年8月10日、平成24年12月25日、平成25年8月9日、平成25年12月10日、平成26年8月14日、平成26年12月26日、平成27年8月17日、平成27年12月28日、平成28年8月29日、平成28年12月21日、平成30年8月14日、令和元年8月28日及び令和3年8月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成22年8月13日、平成22年12月28日、平成23年8月12日、平成23年12月28日、平成24年8月10日、平成24年12月25日、平成25年8月9日、平成25年12月10日、平成26年8月14日、平成26年12月26日、平成27年8月17日、平成27年12月28日、平成28年8月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年8月11日
② 平成21年12月11日
③ 平成22年8月13日
④ 平成22年12月28日
⑤ 平成23年8月12日
⑥ 平成23年12月
⑦ 平成24年8月10日
⑧ 平成24年12月25日

- ⑨ 平成 25 年 8 月 9 日
- ⑩ 平成 25 年 12 月
- ⑪ 平成 26 年 8 月
- ⑫ 平成 26 年 12 月
- ⑬ 平成 27 年 8 月 17 日
- ⑭ 平成 27 年 12 月 28 日
- ⑮ 平成 28 年 8 月 29 日
- ⑯ 平成 28 年 12 月 21 日
- ⑰ 平成 30 年 8 月 14 日
- ⑱ 令和元年 8 月 28 日
- ⑲ 令和 3 年 8 月 13 日

請求期間①から⑲までについて、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑲までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者及び同僚から提出された賞与に係る明細書、A社から提出された賃金台帳、請求者及び同僚の賞与振込口座に係る取引履歴（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

さらに、請求期間⑥に係る賞与支払日について、請求者はこれを確認できる資料を所持しておらず、また、複数の同僚から提出された資料によると、平成 23 年 12 月 27 日に賞与が支払われている者と同月 28 日に支払われている者が確認できることから、当該期間の賞与支払日は、便宜上、平成 23 年 12 月 28 日とすることが妥当である。

したがって、請求者のA社における請求期間①から⑲までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社は令和7年2月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社の破産管財人は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑯までについて、賞与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、上記第3の1により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の1による訂正後の標準賞与額を除く。）については、

厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500009 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500013 号

		1	2
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成 18 年 8 月 11 日	記録なし	65 万 6,000 円	69 万円
平成 21 年 12 月 11 日		66 万 2,000 円	76 万 5,000 円
平成 22 年 8 月 13 日		47 万 4,000 円	54 万 8,000 円
平成 22 年 12 月 28 日		43 万 2,000 円	51 万円
平成 23 年 8 月 12 日		43 万 2,000 円	51 万円
平成 23 年 12 月 28 日		44 万 3,000 円	53 万 5,000 円
平成 24 年 8 月 10 日		44 万 3,000 円	53 万 5,000 円
平成 24 年 12 月 25 日		43 万 5,000 円	53 万 6,000 円
平成 25 年 8 月 9 日		48 万円	59 万 2,000 円
平成 25 年 12 月 10 日		49 万 1,000 円	61 万 8,000 円
平成 26 年 8 月 14 日		48 万円	60 万 5,000 円
平成 26 年 12 月 26 日		48 万 1,000 円	61 万 8,000 円
平成 27 年 8 月 17 日		48 万 1,000 円	61 万 8,000 円
平成 27 年 12 月 28 日		50 万円	65 万 6,000 円
平成 28 年 8 月 29 日		34 万 3,000 円	45 万円
平成 28 年 12 月 21 日		49 万 8,000 円	66 万 6,000 円
平成 30 年 8 月 14 日		60 万 3,000 円	—
令和元年 8 月 28 日		61 万 5,000 円	—
令和 3 年 8 月 13 日		59 万円	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400174号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2500002号

第1 結論

昭和60年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年*月から平成元年3月まで

請求期間当時は学生で、A市に両親と一緒に暮らしており、両親のどちらかが昭和60年又は昭和61年頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、市の職員が自宅に集金に来て国民年金保険料を定期的に納付していた。しかし、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、請求者の父親は、自身か請求者の母親のいずれかが行っていたとしている。

しかしながら、請求期間は学生が国民年金の強制加入者となった平成3年4月より前の期間であり、請求期間当時、学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入する必要があるところ、請求者の基礎年金番号であり、請求者が厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険被保険者番号「*」に係る年金手帳、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日はいずれも平成10年1月1日と記載されており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であることから、請求者の住所地であったA市を含むB社会保険事務所(当時)管内の市町村において国民年金の加入手続が行われた場合は、「*」の国民年金手帳記号番号が払い出され、同記号番号により市町村及び社会保険事務所における国民年金の被保険者記録管理及び保険料徴収事務が行われていたが、オンライン記録によると、請求者は、これまでに国民年金手帳記号番号の払出しを受けた記録がない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者の両親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の父親は、請求者に係る国民年金の加入手続を行ったが、国民年金手帳は交付されなかった旨述べているものの、請求期間当時に、請求者について初めて国民年金の加入手続が行われたにもかかわらず、国民年金手帳記号番号が払い出されず、国民年金手帳も交付されなかったと考えるのは不自然である上、A市は、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていな

い者から国民年金保険料を徴収することは不可能である旨回答している。

加えて、請求者の父親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、市の職員が自宅に集金に来て国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているが、A市は、同市における国民年金保険料の戸別徴収（集金）について、昭和 50 年 4 月以後は行っていないと回答しており、請求者の父親が述べている保険料の納付状況とは符合しない。

このほか、請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500014 号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第 2500003 号

第1 結論

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年4月から平成5年3月まで

請求期間当時、私は学生で、A市の実家に住んでおり、両親が私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしていたと聞いていたが、年金記録では、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金の被保険者記録は、B社会保険事務所(当時)において払い出された「*」の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の記録として、平成3年4月1日に被保険者資格を取得し、平成5年4月1日に喪失した旨の処理を、平成7年12月13日に遡って行われていたことが確認できる。そのため、当該遡及処理が行われた時点において、請求期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間同時に、請求者に係る国民年金保険料を納付するためには、当時の住所地であったA市において国民年金の加入手続を行い、同市を管轄するC社会保険事務所(当時)において「*」の記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索等を行ったが、請求者に対し、上述の「*」以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間当時、請求者に係る国民年金の加入手続は行われておらず、請求者の両親は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする両親のうち、請求者の父親は既に死亡しており、請求者は母親に対する照会を希望していないことから、請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、A市が毎年度作成していた国民年金被保険者名簿を確認したものの、請求期間同時に請求者に係る同名簿が作成されていた形跡はなく、初めて同名簿が作成されたのは、請求者が同市に転入した平成11年度であることが確認できる。

このほか、請求者の両親が、請求期間に係る国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請

求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。